

ジェイアールバス東北本部

第20号 2020年3月11日

〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡1-4-3 JR東労組仙台地方本部内

NTT:022-297-0155 JR:031-3981~3983

発責：佐藤 秀一

編集：情宣部

「新型コロナウイルスに対する組合員の不安解消を求める緊急申し入れ」を行う！

ジェイアールバス東北本部は、2020年3月11日、申7号「新型コロナウイルスに対する組合員の不安解消を求める申し入れ」を行いました。

昨年12月以降、中国湖北省武漢市を中心に新型コロナウイルスが発生し、短期間で世界に広まっています。日本国内でも1000人を超える感染者が報告されており、各地域に感染が拡大しています。北海道でも多数の感染者が出ており、宮城県仙台市でも感染者が報告されるなど、東北地方への感染の拡大も心配されています。

バス車内は密閉された空間であり、不特定多数のお客さまが利用されることから、ジェイアールバス東北会社においても、マスクの着用や消毒液の配備などの対策を強化していますが、社員の感染を防ぐことはもとより、お客さまの感染拡大防止、社員が集団感染した際の輸送の確保など、十分な備えをしていく必要があります。新型コロナウイルスの拡大を受け、多くの組合員は、感染への不安と感染した場合の賃金保障についての不安を抱きながら業務に就いています。早急に更なる感染予防対策と感染時の対応を明確にする必要があります。

したがって、組合員の不安解消を求め下記の通り、申し入れを行いました。

要求項目

1. 出勤時において組合員・社員に感染の疑いがある場合は、点呼等において管理者から医療機関の受診や帰宅を指示すること。
2. 小学校等の臨時休校によって、その子を持つ社員が休暇を取得しやすい環境とすること。
3. 組合員・社員及び家族に感染の可能性があり出勤できない場合の勤務の取り扱いについては、有給の休暇とすること。
4. 感染に伴う診断書及び治癒証明書の費用については、会社負担とすること。
5. 感染に伴い、業務に従事することができない組合員・社員が拡大した場合の運行確保や減便などを想定した対策を行うこと。
6. お客さまに安心して利用していただくため、バス車内に加湿器を兼用とする次亜塩素酸水を使用した噴霧器を設置すること。

**感染の不安、生活の不安を解消し
安心して働ける環境をつくりだそう！**